

解約申し入れから精算までの流れ

STEP 1 解約の申し入と 解約日の決定

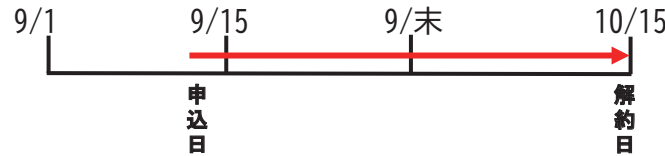
◆ 解約申し入れと解約日の決定

解約の連絡を【建物賃貸借契約書の解約予告期限(通常は解約希望日の1か月前以上)】までに弊社へご連絡下さい。(☎0144-61-1541)

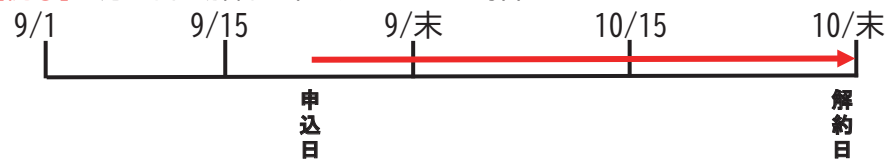
《解約日について》

契約終了は月の途中となる場合、その日が15日以前のときは翌半月分、16日以降のときは翌1か月分の賃料等を支払うこととなります。

【例①】9月12日に解約の申し入れをした場合



【例②】9月17日に解約の申し入れをした場合



※一度解約を受付しますと、解約日の変更ができない場合がありますのでご注意ください。

※解約月の最終賃料および解約日の決定方法については、それぞれの賃貸借契約書に記載、定められております。お手元の建物賃貸借契約書をご確認ください。

※解約お申し入れ時に明確な解約日を設定していただく必要がございます。解約日が決まっていない場合は受付できませんのでご了承ください。

STEP 2 退去立会い 日時のご予約

◆ 退去立会い日時のご予約

《解約日とは》 借りられていたお部屋の契約が終了となる日のことです。

※この日まで賃料等が発生します。

《退去日とは》 実際にお引越しをされて室内等の荷物がすべて搬出され立会いが可能な状態となる日です。

お引越しに合わせて「退去立会い日」を決定し、弊社へご連絡下さい。

できるだけお客様のご都合に合わせてお伺いできるように事前にご連絡の上、日時をご予約下さい。(お休みの都合によりご希望の日時に添えない場合がございます)ご了承ください)

STEP 3 退去立会い

◆ 退去立会い

お荷物がすべて搬出された室内を弊社にて点検致します。

立会い時、退去時のご精算(暖房メンテナンス料など)がありましたら現金でご持参下さい。

また、室内において傷、破損等があった場合、後日お見積り～ご請求とさせていただきます。

STEP 4 ご精算

◆ ご精算

退去時費用のご精算、修繕費等を精算します。

精算時の不足分についてはご新居先へご請求書を送付いたしますのでご確認の上お振込みにてお支払いください。

立会い時までに済ませていただくお手続き

・電気料金の精算 ・ガス・灯油料金の精算 ・水道料金の精算 ・電話・新聞等の精算、移転手続き ・火災保険解約の手続き ・郵便局への移転届 ・インターネットの移転手続き ・メール便の移転手続き など